令和4年度入札制度等監視委員会 意見聴取調査票

聴取団体:一般社団法人福島県建設業協会

第1 入札・契約制度に関する課題

1 入札・契約制度全般について

①県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えて いることについて伺います。

(1) 企業の地域貢献度や技術力に対する適切な評価について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(令和元年度改正)においては、「地域の守り手」の育成について以下の基本理念が示されております。(第3条第7項)

公共工事の品質は、地域において<u>災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されると</u>ともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

入札制度は、この基本理念に基づき、常日頃より社会資本の維持管理や災害対応に 尽力し、技術力を高めている建設業者に対し積極的に参加機会を与えることで、「公共 工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはなりません。

われわれ福島県建設業協会の会員企業は、「地域の守り手」としての誇りやプライドを持ち、県民生活の確保に不可欠な県管理施設の維持管理、災害対応に務めながら、ふくしま ME などの技術者育成、ICT技術の活用などの技術力の向上にも努めておりますが、現在の県の入札制度では、県管理施設の維持管理や災害対応、技術力向上に努める企業の努力が十分に評価されていないため、地域の安全・安心を担う地元企業が落札する機会に恵まれず、存続が危ぶまれる状況も懸念されるところです。

また、「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」における等級(格付け)は長期間見 直されておらず、格付けの意義が希薄となっていると思われるため、見直しが必要で はないかと考えております。(意見)

以上より、品確法の基本理念に基づき、福島県が行う公共工事の品質確保の担い手 を育成し、将来にわたり県民の安全・安心が確保できるよう、以下の通り要望します。

- 1 入札制度や企業の格付けにおいては、地域の守り手として県施設の維持管理業務 や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術力研鑽に努めている企業の適正な 評価に努めていただきたい。
- 2 地元企業が不在、あるいは少ない地域においては、地域の安全・安心を担う地元

<u>建設業の存続が必要不可欠であり、競争性を重視するだけではなく、地元企業が安</u> 定的に経営できる透明性のある入札制度にしていただきたい。

3 <u>地域の除雪、維持管理業務の業者選定については、単なる競争性ではなく、企業</u> 選定に対する透明性と住民理解を重視していただきたい。

(2) 建設企業の働き方改革の推進や適正利潤の確保について

地域の建設企業が「給料が良い、休暇が取れる、希望が持てる」新3Kを実現させ、 担い手を確保し、安定的な経営を可能にしていくには、設計額の引き上げや施工時期 の平準化を一層促進していく必要があり、以下のとおり要望いたします。

- 4 <u>適正利潤の確保を規定した品確法に基づき、最低制限価格、低入札の失格基準、</u> 調査基準価格を引き上げていただきたい。
- 5 <u>働き方改革の推進や適正利潤の確保の観点から、これまで以上に入札時期の集中</u> を緩和し、発注時期や工事施工時期の平準化に努めていただきたい。

(3)入札手続きの改善について

公告から質問書提出までの期間は標準で5日間以上となっていますが、大規模な工事や工種が複雑な工事の場合、5日間では設計図書を十分検討することが困難で、設計に対する受発注者の認識の相違の原因となり、発注後の工事の品質確保の面で問題が生じる可能性があります。また、5日間には休日が含まれる場合があり、そのような場合は長時間の超過勤務を強いられるなど、働き方改革の面でも問題が生じているため、下記のとおり要望します。

6 公告から質問書提出までの期間は5日間以上となっているが、休日を含まないよ うルール化していただきたい。また、大規模工事や工種が複雑な工事など設計書の 検討に時間を要する工事については、質問書提出までの期間を長く設定していただ きたい。

2 地域の守り手育成型方式について

①地域の守り手育成型方式を試行導入した結果、どのような効果がありましたか、期待 されますか。また、協会として、地域の守り手育成型方式をどのように評価している か伺います。

(1) 地域の守り手育成型方式に対する期待と評価について

当協会会員企業は、県の要請に基づき、除雪、維持補修業務、災害対応等の重要な業務を積極的に受注し、地域に貢献していますが、近年、現行の地域密着型総合評価方式では持ち点の固定化によって県発注工事を受注できない会員企業も出てきており、今後さらに業績が悪化し廃業するような事態になれば、受注してきた除雪や維持補修業務等の履行が困難となり、地域インフラの安全確保に支障が生じるおそれがあります。このような事態を憂慮し、以前より建設業協会では「県施設の維持補修等を担う企業をターゲットにした指名競争入札制度」を導入し、これら「地域の守り手」の受注機会を確保すべきであると提言してきました。

「地域の守り手育成型方式」は、このような業界の要望を踏まえ創設されたものと理解しており、指名競争入札の導入そのものについては、受注機会の増加や入札手続きの 簡略化、入札不調・不落の防止など、大きな効果があると評価しております。

しかし、建設業協会が以前から危険性を指摘してきたとおり、<u>現在の制度の最大の問題点は、企業の選定基準において、</u>県管理施設の維持補修や災害対応業務(以下「管理等業務」と呼びます。)を行っている企業と、国・市町村施設のみの管理等業務を行っている企業が同一に評価されていることであり、この制度が原因で、市町村施設の管理業務の実績しかない企業が受注し、県管理施設の管理等業務を行っている企業が受注できないケースが散見されています。

このような状況が続けば、従来から県施設の管理を担ってきた企業の経営悪化や廃業につながり、本制度が目指す目標とは逆に、「地域の守り手」の不在をもたらす可能性があるため、当協会としては現在の制度は容認できず、この選定基準の見直しを最優先として、強く要望するものです。

以下にその理由を詳しく述べます。

(2) 国・県・市町村施設の維持補修業務の特徴について

国・県道は物流の骨格を形成しており市町村道と比べ要求される管理水準が高く、県 管理河川の堤防も損傷すれば浸水が広範囲に及ぶなど、<u>県有施設は重要度が高く、機能</u> に支障が生じた場合の影響が大きいことから、有事の際には迅速かつきめ細かい対応 が要求され、対応する企業には高い技術力や機動力が求められます。

県施設の管理等業務を受託した企業は、災害の発生が予想される段階から協会のBCPに基づき社員を待機させ、資材・機械の準備を行い、災害が発生した場合は過去の経験

をもとに適切な提案を行い、管理者を全面的にサポートしています。加えて、災害応援 協定を締結している当協会の会員企業は、災害の規模が大きく地元企業だけでは対応 できない場合には、他の会員企業の応援に向かうなど、献身的な対応を行い地域の安全 確保に貢献しています。

国の施設については、県と同様に高度な対応が必要ですが、災害の際には県施設との 同時対応が困難な実情もあり、国施設の管理等」業務を担う企業と県施設の管理等業務 等を担う企業はほぼ重複せず、棲み分けができている状況です。

一方で、<u>市町村施設は、市町村の規模や施設の重要性によって大きく対応が異なって</u> おり、管理等業務の業務量は県有施設に比べ少なく、受注企業の規模も様々です。

県と市町村施設両方の維持修繕等を受託している会員企業に対し協会が行った調査によると、市町村施設の管理等業務の受注額は、県の同種業務の1/4程度で、業務量には大きな違いがあり、契約はしていても受注額はほとんどない企業もあります。

それでも、災害対応等の必要性から、市町村は工事の入札において自らの管理施設の維持修繕等の実績に対しインセンティブを与え、市町村施設の「守り手」を確保しています。

このように、<u>国、県、市町村施設の管理等業務は、地域のインフラは地域自らが守ることを前提に、それぞれの緊急性や必要な技術力・機動力に応じ、分担してきた経緯があり、担い手の育成制度を考える際には、このことに十分配慮する必要があります。</u>

(3) 試行結果の分析について

令和2年度及び3年度の入札結果を協会が分析した結果、一般土木においては全2 19件のうち、約4分の1となる54件を、県施設の維持補修業務等の実績がない企業 が受注しており、特に県北、会津若松、喜多方建設事務所管内においては、県の実績が ない企業の受注割合が約50%を占める状況であり、県施設の維持補修業務等を担う 企業が十分に受注できていない状況です。

さらに、県の実績のない受注企業のうち、会社規模が小さく、技術者数も少ない格付け B、C、D クラスが半数を占め、これらの企業が落札した工事は最低制限価格ぎりぎりの低い落札率となっており、ダンピングや工事品質の低下も懸念されます。

この状況に、会員企業からは「<u>県は自分たちの努力を評価してくれない。今後手間の</u>かかる県有施設の管理等業務を受注するか迷っている」という声すら聞こえます。

市町村施設のみの管理実績しかない企業を県の入札で優遇しても、技術力・機動力の 不足や国・市町村との兼ね合いなどから、県施設の管理の担い手として期待することは できず、むしろ従来から県施設の管理等業務を受託しており、意欲や技術力が十分にあ る企業が弱体化し、結果県施設の「守り手」が不在となることが懸念されます。

よって「地域の守り手育成型方式」に参加する企業の選定にあたっては、総合評価のように門戸を広げるのではなく、県施設の管理等業務の実績があり、管理者が今後と

も管理を委ねるにふさわしいと考える企業に参加資格を限定し、管理等業務に対する意欲ややりがいを高めることで、将来にわたる守り手の存続を確保することが制度の目的にかなうと考えます。

②地域の守り手育成型方式について、競争性・公正性・品質の確保を図るため、どのようなことを考えていく必要があるか伺います。

「地域の守り手育成型方式」指名競争入札は、総合評価方式の硬直性を補完する役割が求められていると理解しております。このため、「地域の守り手」育成という目的の達成を最優先とし、品確法に基づく工事の品質確保、地域貢献度を評価する公正性を重視しながら、それら優先事項を損なわない範囲で競争性を持たせることが、この制度の目的に合っていると考えております。

しかし、<u>現在の制度は、12社以上という選定基準が優先され、地域貢献度や企業の技術力、地域性などの評価の公正性や、品質確保の点から問題のある企業選定になっている</u>と感じています。特に市町村施設の管理のみの実績がある企業を含めていることは、<u>地域貢献度の評価の公平性の観点から根拠が不十分</u>であると考えます。

入札制度は一定の競争性が必要なことは理解しますが、競争性を厳格に確保するあまり、品質確保や公正性が犠牲となり、結果として地域の守り手が不在となっては意味がありません。「地域の守り手」育成という制度の目的達成を最優先とした柔軟な運用を望みます。

③地域の守り手育成型方式について「競争性・公正性・品質の確保」と「将来を見据え 地元企業の存続を図ること」の両立を図るために、どのようなことを考えていく必要 があるか伺います。

品確法では、「地域における公共工事の品質確保の担い手の育成・確保」が、発注者の責務であると規定されており、発注者は施設管理者として、公共調達の手段である入札制度等を活用し、地域のインフラの守り手を担う、技術力の高い優良な地元建設企業を「将来を見据え存続させていく」必要があります。

しかし、現在の「地域の守り手育成型方式」においては、このような発注者の責務に 基づいた厳正な選定がなされているとは言えず、<u>規定数の参加者を確保するために市</u> 町村施設の管理のみの実績を有する企業や、技術力の低い企業を入札に参加させ、低い 入札価格で工事を受注している状況が散見されます。

このような企業は、建設業協会会員企業のように災害協定を締結していませんので、実際の災害時に出動を要請することはできません。また、県管理施設の応急対応に必要

な人員や技術力も不足しています。このような企業を育成し、実際に地域の守り手として働いている企業が弱体化しては本末転倒です。<u>将来を見据え存続を図るべき「守り手」はどのような企業であるべきなのか、発注者は冷静に判断する必要がある</u>と考えます。 指名競争入札は、総合評価方式と異なり入札価格のみで落札者が決定されることから、参加者の選定方法が非常に重要です。<u>品質確保を最優先として、地域貢献度や技術力についても厳しい選定基準を設け、基準を満たした優良な企業のみを参加させる</u>べきであると考えます。

われわれ福島県建設業協会の会員企業は、積極的に福島県施設の管理業務を受託するとともに、広域支援を含む災害時応援協定を福島県と締結し、「地域の守り手」としてのプライドを持って、災害への備えや技術力研鑽に努めています。「地域の守り手育成型方式」が、このような企業が将来ともに安定的な経営を可能とするような制度となることを切に望みます。

④地域の守り手育成型方式について、課題と捉えていることや意見を伺います。

これまでに述べた協会の意見を踏まえ、以下のとおり要望いたします。

(1)参加者の選定方法について

「地域の守り手育成型方式」は、入札価格のみで落札者が決定する指名競争入札であるため、総合評価方式と比べてより慎重に参加者の範囲を限定すべきであり、門戸を広げるよりも、地域貢献の実績や技術力、地域精通度等に合わせて資格要件を厳密に設定すべきと考えます。

また、現在の選定企業数は12社以上となっておりますが、企業数の少ない地域で12社以上に固定することは、地域精通度や地域貢献度、技術力の低い企業の参加を招き、公平性や品質の確保の面で大きな問題が生じます。このため、以下のとおり要望します。

- 1 現在の「地域の守り手育成型方式」試行要領においては、国・県・市町村いずれかの 施設の除雪作業、災害対応、維持補修業務などの管理業務の実績が資格要件となって いるが、市町村施設に比べ質・量とも業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必 要とする県施設の管理業務を担っている企業が存続できるよう、県施設に係る管理 業務の実績に限定していただきたい。
- 2 現在の試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定 可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ 参加可能な格付け等級を定めるなど、技術的適性を踏まえ適切な企業が選定される

よう、選定方法を見直していただきたい。

また、工事箇所により近く、周辺地域を熟知している企業を選定することが制度の 趣旨に合っており、地域を広げず土木事務所管内を基本に選定していただきたい。 選定企業数については、県施設の管理業務の実績のある企業数などの地域性を踏まえ、12社に拘ることなく選定していただきたい。

(2) 適用範囲の拡大について

指名競争入札は、落札者が固定化しがちな総合評価方式を補完し、県の除雪や維持補修業務を担っているにもかかわらず、持ち点の関係で総合評価方式での受注が困難な企業の受注機会を増やす方式として有効であることから、以下の通り要望いたします。

3 限られた技術者の有効活用や技術力向上、育成・確保等を図るため、制度全般にわたる福島県建設業協会の要望を十分反映したうえで、地域の守り手育成型及び地域密着型の金額帯を3千万円未満から5千万円未満へ引き上げるとともに、土木・農林水産部以外の他部局へ拡大していただきたい。

(3) 建築工事について

建築工事の改修工事や修繕工事においては、建物を建設したときの状況を熟知している必要があることから、以下の通り要望します。

4 当該建物を建設した施工会社については、その建物の使用機材や使用形態を的確 に把握していることから、施工実績に配慮し、必ず改修工事や修繕工事に選考してい ただきたい。

3 総合評価方式について

①総合評価方式について、課題と考えていることを伺います。

当協会が主な課題と考えていることについては以下のとおりです。

(1) 地域貢献に係る評価方法について

総合評価方式の入札においては、維持管理業務や災害対応等の企業の地域貢献度を 正しく評価し、入札結果に反映することにより、将来にわたる地域のインフラの守り 手を育成・確保していく必要があります。

しかし、<u>現在の総合評価の加点においては、「地域の守り手育成型方式」と同様、</u> <u>県施設の維持管理業務や災害対応と、国・市町村の同種業務が業務規模にかかわらず</u> 同等に評価されていることから、評価に不公平感を感じている企業が多く、県管理施 <u>設の維持管理業務等を担う企業へのインセンティブが働かないことから、</u>県施設の管 理を担う「地域の守り手」企業の不在にもつながりかねません。

また、近年の災害の多様化や大規模化に伴い、当協会においては「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」や、「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」など、複数の災害応援協定を福島県と締結しておりますが、このような複数の災害協定締結に関するインセンティブの付与がなく、一般的な災害協定を締結している企業と、BCPに基づき常に災害に備えている協会会員企業との差別化が図られず一律に評価されており、地域貢献に関する企業努力に対する評価は公正性に欠ける点があると考えております。

(2)総合評価種別区分の見直しや書類の簡素化について

現在の総合評価種別区分が設定されてから10年以上が経過し、この間消費税率や物価上昇により工事単価は大幅に上昇しています。また、働き方改革の観点からも書類の一層の簡素化が求められていることから、総合評価種別ごとの上限額の引き上げや必要な書類の見直しが必要であると考えています。

(3) 資本関係または人的関係がある企業の取り扱いについて

昨年度、指名競争入札の指名選考において、表記のような企業の取り扱いが示されましたが、国同様に総合評価方式においてもこのような<u>資本関係または人的関係がある企業の同一入札への参加を制限し、競争入札の公正性を阻害するような事態の発生</u>を未然に防止する仕組みが必要であると考えております。

②総合評価方式の評価項目、配点、評価基準等について意見を伺います。

①の課題を踏まえ、以下の通り要望します。

(1) 企業の地域社会に対する貢献度の評価について

1 災害時の出動実績又は災害応援協定締結、並びに除雪作業、維持補修業務などの管理 業務の実績の評価については、市町村施設に比べ質・量とも業務の負担が大きく、高い 技術力や機動力を必要とする県施設の災害対応や管理業務を担っている企業の地域貢 献度を適正に評価し、それらの企業の存続が図れるよう、県のみの実績を評価していた だきたい。

また、現在選択項目となっている、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び 「除雪・維持補修業務の実績」については必須項目とし、これらの項目の評価ウエイト を高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ 細かく評価していただきたい。

- 2 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、 平常時から大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一 般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。
- 3 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から家 畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは 別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。
- 4 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP(事業継続計画)に基づき常に対応ができるように備えており、BCP策定企業の加点評価をしていただきたい。
- 5 安全管理の項目については、国等が実施する安全管理表彰受賞が加点対象となっているが、国以外の団体が実施する表彰の受賞や、安全教育に関する CPD 取得等も評価対象に加えるなど、企業の安全管理の意欲をきめ細かく評価していただきたい。
- 6 <u>若手・女性技術者を配置予定技術者とする評価については、現場代理人等の配置についても評価対象とするなど、人員確保が困難な中でも若手・女性の登用を図ろうとする企業努力を評価していただきたい。</u>
- 7 「同一市町村内工事実績」については、どの業種も、標準型、簡易型で2.5点、特別簡易型で1.0点となっているが、建築工事の場合、建築工事と他工事では工種が全く異なるため、建築工事の配点が他工事より高くなるように評価していただきたい。

(2)入札参加者の所在地について

8 <u>「入札参加者の所在地」に対する評価については、今年度から本店・準本店・支店等</u> の別により配点に差別化がなされたところであるが、委任の有無による支店・営業所の 配点が差別化されていないなどの課題も多く存在するため、本店を優先評価する基本的な考え方の下、制度見直しの効果を様々な観点からしっかりと検証のうえ、今後とも不断の見直しを行っていただきたい。

9 「入札参加者の所在地」については、建設業法に定める支店・営業所の専任技術者の 常勤が認められない場合は、虚偽申請として厳正に対応していただきたい。

(3)企業の技術力について

- 10 建築工事など週休2日での実施例が少ない工種については、週休2日確保工事の実績評価にあたり、評価の対象とする実績を同工種の工事に限定していただきたい。
- 1 1 ふくしまME基礎コース資格保有者は、現在まで7回の募集を経て合格者が 700名を超え、県内にしっかりと定着している状況であるが、さらにその普及を進め 公共工事の一層の品質確保を図る観点から、特別簡易型と地域密着型にも適用を拡大 していただきたい。また、上位資格であるME保全コース、ME防災コースの資格保有 者も一定数増加したことから、標準型や簡易型において基礎コースの点数と差別化し 加点対象としていただきたい。また、ME資格保有者を配置技術者とした場合について も、加点対象としていただきたい。

(4) 配置技術者について

12 配置技術者の評価基準における「同種類似工事」の条件が、工種により厳しすぎるので、若手技術者の登用を図るためにも必要に応じ緩和を検討すべきではないでしょうか。(意見)

(5) その他

- 13 現在の総合評価種別区分が設定されてから10年以上が経過し、この間設計労務 単価や資材単価の上昇に伴い工事単価は著しく上昇していることを踏まえ、総合評価 種別ごとの上限金額の引き上げをお願いしたい。また、地域に密着した企業の育成のた め、地域密着型の上限金額を3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきた い。
- 14 資本関係または人的関係がある企業については、昨年度、指名競争入札の指名選考において同一入札に指名しないとの取り扱いが示されたが、最近はホールディング化などにより他企業と資本関係を持つ企業が確認されているため、総合評価方式においいても、国同様に同一入札への参加を制限する仕組みを設けるなど、競争入札の公正性を阻害するような事態の発生を未然に防止すべきと考えます。(意見)

第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

1 作業員の高齢化や労働者不足について

①作業員の高齢化や労働者不足の実情や、会員企業等の若手技術者や女性技術者を採用 する取り組み事例等を伺います。

(1) 作業員の高齢化や労働力不足の実情

建設業協会会員企業の従業員数の合計は令和3年9月現在で8,707人であり、 うち60歳以上の従業員は約35%で、65歳以上の高齢者も約21%を占め、 その割合は年々上昇しています。

特に、作業員等の技能労働者の高齢化は著しく、技能労働者の60歳以上の従業員は約38%、65歳以上の高齢者は約24%に達しております。

一方で、同年の退職者数は全職種493人で、うち技能労働者は231人でありますが、採用者は全職種で233人、うち技能労働者は49人にとどまっており、採用計画人数に対する採用実績はいずれの職種も40%台で、計画通りの人員確保ができておらず、顕著に高齢化が進んでいる状況です。このため会員企業は定年の延長や再雇用、機械化やICT技術の導入等による省力化に努力していますが、突発時の対応や、熟練技能者の技術の伝承が大きな課題となっています。

この傾向は今後も当面続くと推定され、今後は災害対応や除雪オペレーターの確保等に深刻な影響が出ると考えられ、会員企業が今後も「地域の守り手」として地域に貢献していくためには、企業のより一層の経営環境の改善に努め、賃上げや労働環境の改善を進めることにより技能労働者の確保に努めていく必要があります。

(2) 若手技術者や女性技術者採用の取り組み事例等

このような状況から、各会員企業は若手技術者や女性技術者の採用に力を入れており、学生のインターンシップ受け入れや地元高校に対する働きかけ、インターネットを活用した求人を実施しておりますが、特に技術者については建設系の学科のある工業高校の偏在や、地域の過疎化などにより新規採用が困難な地域があり、人材確保の地域間格差が顕著になっております。

当協会としても、会員企業の人材確保を支援するため、小学生から高校生まで、各年齢層に対する現場見学会やインターンシップの実施をはじめ、ポータルサイト「建設 channel」や公式 YouTube による情報の発信など、建設業への就業意欲の喚起を図る各種の事業を積極的に展開しております。

しかし、建設業は長年「危険」「汚い」「キツイ」という「3K」のイメージが依然 定着しており、少子化の中で若年入職者の安定雇用のためには、「給料が良い」「休日 が取れる」「希望が持てる」の「新3K」が建設業のイメージとして定着するよう、 賃上げや労働条件の改善が必要であり、地域の建設業が担い手を確保するには安定 的な仕事量と適正利潤の確保による経営の安定化が何よりも必要です。

2 頻発・激甚化する自然災害等の対応

①災害や除雪について、会員企業等の現場での具体的な対応事例等を伺います。

(1) 災害対応について

会員企業は、県施設の維持補修業務を積極的に受託し、地域インフラの保全に日夜 努力しています。災害の際には建設事務所長と締結した災害時応援協定に基づき各 社ごとに対応し、被害が甚大な場合は相互に応援を実施することとしております。

東日本大震災や、令和元年度の東日本台風においても、企業や従業員自身が被災する中で、会員企業は献身的に応急対策や復旧工事に尽力してまいりました。

令和4年8月3日の大雨災害においても、喜多方支部及び猪苗代支部の会員企業はそれぞれ延べ人数204人、136人の社員が出動し会社を挙げて災害対応を行いました。特に被害の甚大であった西会津町については、複数の会員が応援に駆け付け、土嚢製作等に従事し、地元会員企業をサポートし迅速な復旧に努力しました。

会員の災害時の対応は深夜・早朝のパトロールや倒木、土砂の除去、河川決壊箇所の土嚢積み、浸水箇所の排水など多岐にわたり、このような対応に備え、会員企業は普段から土嚢やバリケードなどの資材の確保に努め、情報伝達や土嚢積み作業の訓練等を行い準備に努めております。

さらに、今年5月には、福島県土木部長と「災害時における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を新たに締結し、支部の枠を超えた相互支援により大規模災害に対応する新たな仕組みづくりを行いました。この協定締結に伴い、協会では9月にBCPを改定し、資材の備蓄や指示連絡体制等を定めたところです。また協会では、「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」や「県有建築物に関する防災協定」等、災害に備えた複数の協定を締結しており、協会の総合力をもって災害に対応する所存です。

こうした努力も、会員企業の健全な発展が前提であり、入札制度においては、この ように福島県の安全・安心を支えている会員企業への適正な評価を望みます。

(2)除雪対応について

令和3年度の除雪業務を受託した233企業のうち、会員企業は168企業を数 え、協会を挙げて県内の冬期交通の確保に尽力しています。

除雪作業は、気温低下時の凍結抑制剤散布から、通常の除雪作業、豪雪時には路肩にたまった雪の排雪作業や凍結路面の氷破砕作業など、シーズンを通し様々な作業を実施しています。

令和3年度は記録的な豪雪となり、県北地方においてはロータリー除雪車や凍結抑制剤散布車による会員企業間の相互応援や、県と市の相互応援協定に基づく市町村道の除雪も行うなど、協会の組織力を存分に発揮し協力いたしました。

問題点としては、除雪オペレーターの減少や、企業が所有する除雪機械の老朽化等

が挙げられ、各企業は県の補助金なども活用し若年のオペレーターの養成にも取り 組んでいるところです。

今後とも、会員企業が除雪業務を継続的に実施できるよう、適切な利潤が確保できる制度の見直しや、実施企業への入札制度におけるインセンティブの付与等の支援を望みます。

3 資材高騰について

①最近の資材高騰(材料費、燃料費)が入札等に与える影響や懸念事項について伺います。

予定価格の基となっている設計単価や見積もり単価は資材の高騰以前の単価が使用 されていることが多く、企業が見積もった価格と予定価格の乖離が甚だしくなってお り、入札不調も懸念されるところです。

このため、県におかれましては、毎月の設計単価見直しや見積もりの活用等、様々な 措置を講じていただいておりますことに感謝申し上げます。

しかし、工事契約後にも著しい単価上昇や資材の不足など予測できない支障が生じる場合もあるため、単価スライドの適用や、代替え資材による設計変更など柔軟な措置をお願いします。

また、スライド条項においては単価上昇によるコスト増のうち、契約額の1%までは 受注者負担となっており、企業にとって重い負担となっておりますので、企業の適正利 潤確保の観点から、この負担率の見直しについて、国に働きかけていただきますようお 願いします。

4 ICTについて

① 会員企業等のDX (デジタルトランスフォーメーション) の推進に関する課題を伺います。

(1) ICT 活用工事

会員企業のうち、ICT活用工事を経験した企業は令和3年度末時点で23.4%であり、会員企業におけるICTの普及は確実に進んでおります。

しかし、課題としては次の3件が上げられ、経営規模により会員企業間の格差も広がりつつあることから、発注者と協力しながらこれらの課題解決に努め、会員企業全体の底上げを図り、業界全体の生産性向上につなげていくことが必要と考えています。

- 1 小規模工事・維持管理業務において ICT の導入が困難
- 2 ICT 建機や測量機器が高価なため導入には相当の初期投資が必要
- 3 ICT 導入に抵抗のない若手技術者の確保が困難

建設業協会としても、技術者向けのICT講習会の開催などにより会員の支援を行

っているところですが、福島県におかれましても、ICT 建機等の導入費用への補助や、 初めて ICT を導入する企業へのアドバイザー・サポーターの派遣など、きめ細やかな サポートをお願いします。

(2) 施工管理における D X 導入

近年は、施工管理に関する情報を発注者と共有するASPや、ウェアラブルカメラ等で現場の状況をオフィスで確認し、施工検査等を実施できる遠隔臨場などの導入が開始されており、これら施工管理におけるDXが普及すれば、検査や協議に要する手間や時間が節減でき、働き方改革の推進や生産性向上に大きく役立つものと期待しております。

しかし、依然として発注者側から提出を求められる書類が多いことや、書類のデジタル化の遅れ、DXへの理解が乏しい発注者・監督員の存在などにより、DX導入のメリットを十分に生かせていないことも多く、発注者側における書類の効率化などの対応の徹底を望みます。

5 SDGsについて

① 会員企業等のSDGsの取り組みを伺います。

SDGsは、より良い社会をつくるために必要な取り組みと認識しており、当協会としても、県内建設業をリードしていく責任感を持ちながら、協会自身そして会員企業への普及が進むよう取り組んでいるところです。

協会においては、会員企業に対する SDGsの取り組みを啓蒙する研修会の開催や、 全国の建設業における SDGsの取り組みの紹介を行っています。

協会や会員企業のSDGsの取り組みの代表的な例を以下に示します。

- (1) ゴール3 (すべての人に健康と福祉を)
 - ・健康経営の推進、健康経営優良法人への認定
- (2) ゴール4 (質の高い教育をみんなに)
 - ・小学生から高校生を対象とした現場見学会、出前授業の開催
 - ・職業体験イベントへのブース出展
- (3) ゴール7 (エネルギーをみんなに そしてクリーンに)
 - ・社屋における再生可能エネルギー(太陽光発電等)の活用、省エネルギー化
 - ・「ふくしまゼロカーボン宣言事業 | への参加
- (4) ゴール8 (働きがいも経済成長も)
 - ・ノー残業デーの実施、4週8休、有給休暇取得の推進
- (5) ゴール11 (住み続けられるまちづくりを)
 - ・迅速な災害対応、除雪作業の実施
 - ・安価で災害に強い施設・建物の提案・提供

- (6) ゴール12 (つくる責任・つかう責任)
 - ・現場やオフィスでの廃棄物の節減
 - ・地元企業や地場産品の活用
- (7) ゴール15 (陸の豊かさも守ろう)
 - ・工事中の環境への配慮(水質保全、魚類等生態系への配慮)